

出資団体に対する基本方針

藤 沢 市

2 0 2 5 年 4 月

目次

1	はじめに	- 1 -
2	対象とする団体	- 1 -
3	市の取組の方向性	- 2 -
4	推進体制等	- 2 -
	（1）行財政改革主管課.....	- 2 -
	（2）出資団体指導担当課.....	- 2 -
	（3）出資団体.....	- 3 -
	（4）取組期間.....	- 3 -
5	関与の基準	- 3 -
	（1）総則.....	- 3 -
	（2）財政的関与の基準.....	- 4 -
	（3）人的関与の基準.....	- 5 -
	（4）出資団体の出資引き揚げ等の基準.....	- 6 -

1 はじめに

本市の出資団体¹は、社会的ニーズを満たす公益的な役割として、柔軟かつ効果的な市民サービスの提供を行うこと等を目的として設立された団体であり、民間の経営手法や資金・人材等を生かし、本市の行政運営に資する公益的事業を実施するなど、団体設立当初から現在に至るまで、重要な役割を担っています。

しかしながら、近年は民間事業者（出資団体以外の事業者をいう。以下同じ。）による行政分野への参入が増加するなど、出資団体を取り巻く環境も変化しています。

本市では、これまで市の財政状況等を踏まえた上で、行財政改革の主要な課題として、「藤沢市行財政改革基本方針」に基づく実行プランを出資団体ごとの課題に応じて作成し、その取組について進捗管理を行ってきました。

本市における令和7年度以降の新たな行財政改革の取組では、基本方針及び実行プランの策定は行いませんが、行財政改革の理念を「藤沢市市政運営の総合指針」に位置づけ、不断の取組として推進することに伴い、新たに出資団体に対する基本方針を策定し、出資団体の健全経営に向けた取組を推進するものです。

2 対象とする団体

本方針の対象とする団体は、本市の出資又は出えん（以下単に「出資」という。）が、基本財産（資本金）の4分の1以上を占め、かつ本市からの出資額の占める割合が最多である団体とします。

【出資団体一覧】

（令和7年4月1日現在）

団体名	市出資比率
公益財団法人湘南産業振興財団	45.5%
公益財団法人藤沢市保健医療財団	69.0%
公益財団法人藤沢市まちづくり協会	100.0%
公益財団法人藤沢市みらい創造財団	66.7%
株式会社藤沢市興業公社	56.7%
藤沢市民会館サービス・センター株式会社	52.0%
藤沢市土地開発公社	100.0%

¹ 地方自治法第221条第3項及び同施行令第152条で長の調査権の及ぶ法人の範囲を定めていますが、本市では、これに加えて同施行令第152条第1項第3号の法人を定める条例を制定しており、これらの法令等に合致している法人と、出資比率が25%を超える社会福祉法人を含めて、「出資団体」と位置づけ、指導監督の対象としています。

一般財団法人藤沢市開発経営公社	100.0%
社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	100.0%

3 市の取組の方向性

新たな行財政改革では、将来にわたる健全財政の堅持及び少子超高齢化に伴う生産年齢人口の減少下での事業継続性の確保に向け、あらゆる事務事業において最少の経費で最大の効果を創出するために、既存の事業手法の見直しなどによる効率化及び最適化を図ることとします。

また、本市の財政状況としては、将来負担比率が増加傾向であり、今後の財政負担を考慮すると、事業計画の見直しによる事業費の抑制を図り、事業の先送りなどによる事業費の平準化にも徹底して取り組む必要があります。

既存事業の見直しに当たっては、民間事業者によるサービスの有無や行政が果たすべき役割を再確認した上で事業の選択を行うとともに、投資効果を十分に発揮できるよう事業構築に努めるなど、公費負担の適切性や費用対効果を見定めることとします。

本市が中長期的な健全財政を堅持しつつ、最適な行政サービスの提供を果たすためには、これらの視点に立った不断の取組を推進することが必要です。

4 推進体制等

本方針に基づく推進体制及び取組期間については、次のとおりとします。

(1) 行財政改革主管課

行財政改革主管課は、出資団体の情報共有を図る場として、出資団体指導担当課長を中心とする「出資団体指導担当者会議」をはじめ、各出資団体の経営責任者で構成する「出資団体調整会議」や、各出資団体の実務担当者で構成する「出資団体総務担当者会議」を開催し、出資団体に関する情報提供・意見交換を行うほか、必要に応じて出資団体指導担当課、予算所管課又は出資団体へのヒアリングを実施し、取組状況を把握します。

なお、出資団体における経営健全化に向けた取組の推進に当たっては、出資団体指導担当課と連携・調整することとします。

(2) 出資団体指導担当課

出資団体指導担当課は、各出資団体や予算所管課とのより密接な連携・調整の下、事業運営や経営状況、資産状況を常に把握し、出資団体へのヒアリング等により出資団体の健全経営の推進に向けた適切な指導・助言を行います。

また、出資団体が行う事業の多くは市からの受注事業であり、市への財政的依存度が高いことから、市が発注する事業に関して次の点に着目した客観的な

分析を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について予算所管課が判断するための情報提供を行います。

- ア 引き続き事業を実施する必要があるか。
- イ 出資団体の他に担い手がいないか。
- ウ 他の担い手よりも実施効果又は費用対効果が高いか。

(3) 出資団体

出資団体は、「3 市の取組の方向性」を踏まえた上で、中長期的な健全経営や安定した団体運営を目的に、次の取組を推進することとします。

- ア 自らが行う事業について、公共性、公益性、採算性、及び将来見通し等の視点から事業のあり方や事業手法について検証を行い、最少の経費で最大の効果の創出に向けた取組を進めることとします。
- イ DXの推進など新たな課題にも柔軟に対応できる職員力の向上につながる人材育成を推進することで、人材確保競争が激化する中でも安定した市民サービスの提供と質の更なる向上に取り組むこととします。
- ウ 自らが行う事業の将来的な方向性を視野に入れ、出資団体内部における事業部間の人事異動や出資団体相互の交流等により、専門性を含めた職員の資質の向上に努め、効率的で柔軟な団体運営を推進することとします。
- エ 人件費は団体経費のうち多くを占めることを踏まえ、持続可能な団体運営に資する給与制度の確立と併せて、必要な団体規模を分析・精査し、中長期的な視点で定員管理、各職位の人員構成等の検討を行うこととします。

(4) 取組期間

本方針に基づく取組期間は、「藤沢市市政運営の総合指針2028」に基づき、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

なお、本方針の内容等については、取組期間中であっても、取り巻く状況の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

5 関与の基準

出資団体は独立した事業主体であることから、個々の出資団体に求められる役割や公益性を発揮するために必要な事業を対象として、市は、財政的・人的側面からその自主性や経営努力を踏まえた上で、適切な関与を行います。

(1) 総則

- ア 出資団体は、それぞれの根拠法令に基づき法人格を有する独立した団体であり、その経営は当該出資団体の主体的な責任の下に行われるべきであること、また、経営責任の明確化を図る必要があることから、各出資団体

の自主的な経営及び事業を尊重します。

イ 市は、出資団体が行う採用や昇任等の人事関連の対応によって、市の財政支出が増加する場合においては、適切な関与をすることとします。

ウ 市は、出資団体が行う事業と同種又は類似の事業を行う民間事業者に対して、出資団体への関与が公平性を阻害し、民業圧迫となるおそれがある場合は、関与の見直しや廃止等を検討します。

(2) 財政的関与の基準

ア 運営に関する基準

(ア) 運営費に対する補助金の範囲は、原則として市が出資団体の運営に必要と認める常勤役員の報酬相当額又は当該出資団体の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費とします。

(イ) 市の保有財産の無償、減免による使用は補助に相当する支援として取扱い、その適用に当たっては、使用目的や公益性を精査した上で個別に判断を行うものとします。

(ウ) 運営に対する支援の内容や金額は、当該出資団体の事業内容の公益性や経営状況を勘案し、絶えず見直しを行うこととします。

(エ) 市が既存事業の見直し等により事業を廃止したことに起因して出資団体が雇用調整を行う場合で、当該出資団体単独での対応が困難であると市が認めた場合は、一定の財政措置等の支援を検討するものとします。

(オ) 市は、市の出資金について、基本財産として、藤沢市公金管理運用基準に準じて安全かつ確実な資金管理及び運用が行われるよう指導を行います。

イ 事業に関する基準

(ア) 出資団体が主体的に行う事業のうち、原則として、行政サービスの代替、補完性が高く、収益性が望めない事業の実施に対してのみ支援を行います。

(イ) その他の事業実施に対する支援は、民間事業者に対するものと同等の取扱いとします。

ウ 債務保証及び損失補償に関する基準

市は、出資団体の資金調達に関する債務保証及び新たな損失補償を原則として行わないものとします。

エ 出資団体との契約等に関する基準

(ア) 市が出資団体と契約を締結する場合は、地方自治法施行令及び藤沢市契約規則に定める場合を除き、原則として競争入札によるものとします。

(イ) 市が行う指定管理者の選定は、「藤沢市指定管理者制度導入及び運用

の基本方針」に基づき、公募を原則とします。

(ウ) 随意契約又は公募によらない選定により業務を発注する場合は、その競争性が担保されないことから、経費の積算については、契約（協定）締結前に十分精査するとともに、業務水準についても市民サービスを維持することを目的に、必要に応じて当該出資団体と協議を行うものとします。

(エ) 出資団体に対する財政支出を抑制することを基本とすることから、各出資団体は、市の支出額の算定に当たっては、コスト意識の徹底を図りつつ、市民サービスの低下を招かないよう、必要額を適切に算定するものとします。なお、市は、期待する成果をより明確に示した上で、効率的かつ効果的な人員体制での積算となっているか等の十分な精査を行います。

(オ) 単価契約など清算規定のある契約を除き、仕様どおりに履行した場合における余剰金の清算行為は、原則として行わないものとします。なお、市は、経費算定の適切性を保つため、経費の積算に当たっては出資団体における当該事業の前年度等決算額を踏まえたものとなっているかを確認することとします。

オ 新規事業に関する基準

新規事業を行う場合は、出資団体指導担当課と十分協議の上、事業実施の目的や効果を明確にし、かつ、収支見込みの算定を十分に行った上で実施することとします。この場合において、人員は不拡大の対応を原則とします。

(3) 人的関与の基準

ア 市職員等の役員等への就任に関する基準

(ア) 市職員の理事等の役員及び評議員への就任は、出資団体に期待する出資目的の実現や健全経営の維持のため団体運営に関わるとともに、当該出資団体からの情報収集により市民への説明責任を果たすことが必要であると認められる範囲において、副市長が認める場合に限り行うものとします。この場合において、役員等の就任期間は、出資団体の業務に関連する市の職にある間までとします。

(イ) 市長は、法令に定めがある場合や市政運営上必要であると認められる場合を除き、出資団体の理事等の役員に就任しないものとします。

(ウ) 市退職職員の理事等の役員への就任は、各出資団体から市人事主管課への依頼をもって推薦者を決定するものとします。この場合において、当該職員の報酬額は、市で定める基準の範囲内で、各出資団体の規程に基づき決定するものとします。

(エ) 市は、(ウ) で定めるほか、市退職職員が出資団体に就職する場合については、当該出資団体に対し行財政改革主管課への報告を求めるものとし、その報酬、給与等が適正なものとなっているか確認を行います。

イ 正規職員の採用等に関する基準

(ア) 出資団体は、職員を採用するに当たっては、将来的な事業の方向性を踏まえた定員管理及び多様な任用形態の活用を図ることとし、正規職員の採用の必要性が生じた場合は、速やかに出資団体指導担当課及び行財政改革主管課と事前協議をすることとします。なお、採用に当たっては、公募による採用試験を行うなど、公平性・透明性をもった人材確保を行うこととします。

(イ) 各出資団体の昇任等の人事関連の対応については、当該出資団体の自主的な判断を基本としますが、出資団体指導担当課及び行財政改革主管課と事前協議をすることを原則とします。市は、財務の健全性及び業務執行体制の妥当性の観点から確認を行います。

ウ 市職員の派遣等に関する基準

(ア) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に定める場合を除き、原則として出資団体への市職員の派遣は行わないものとします。

(イ) 市は、出資団体職員の人材育成に関わる情報提供又は研修の場の提供に協力するものとします。

(4) 出資団体の出資引き揚げ等の基準

ア 設立目的を達成したとき。

イ 設立目的が達成できないことが確定したとき。

ウ 社会情勢の変化により設立目的自体が希薄化したとき。

エ 経営状況が悪化し、今後、複数年度にわたり黒字転換が不可能と見込まれるとき。

以 上